



産廃特措法事業完了後の財政支援の継続

- 産廃特措法事業完了後も「場内に残置した廃棄物による潜在リスク」が存在するため、安全性確保のための取組に係る財政支援を継続されたい。

【提案・要望先】環境省、総務省、財務省

1. 提案・要望内容

産廃特措法事業完了後も継続して行う安全性確保に必要な取組に係る財政支援の継続

- モニタリング、水処理、構造物の維持管理など、産廃特措法事業完了後も引き続き県が実施する取組に係る財政支援の継続

2. 提案・要望の理由

(1) 取組の必要性

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る生活環境保全上の支障等の除去については、産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て策定した実施計画により、国の財政支援を受け令和4年度までの予定で特定支障除去等事業を実施中。
- 当該事業では遮水等を行ったうえで廃棄物の一部を場内に残置する工法をとっており、事業完了後においても残置廃棄物が潜在リスクを有するため、新たな生活環境保全上の支障が再発しないよう、住民の安全・安心の確保に向けた継続的な取組（モニタリング、場内浸透水の処理、構造物の維持管理等）が必要。

これらの取組に毎年1億円程度の費用を要する見込みで、県の財政負担が大。

- 今後も、国と自治体が責任を共有しつつ、連携した取組が必要。
- 同様の事業を全国15自治体19事案で実施しており、全国的に共通の課題。

(2) 財政支援の必要性

【産廃特措法事案の背景と特殊性】

- 事案発生当時の法整備が不十分
- 都市から地方への廃棄物の広域移動

- 解決には地域住民の不安解消が不可欠
- 最終処分場と比較して、高い有害性、大規模、無秩序等の特徴

産業廃棄物の不適正処理が社会問題化

支障除去後も長期間の監視が必要

指導監督権限を持つ都道府県等だけでなく、**国にも対応していく責任**

産廃特措法は対策後の維持管理の観点が欠如

【国会の附帯決議】
（国は）都道府県等による継続的なモニタリングの支援等の措置を講ずるよう、衆議院環境委員会で附帯決議

産廃特措法事業の完了後も、**最終的な解決まで国と自治体が責任を共有し、モニタリング・水処理等を継続していくことが必要**

国による財政支援の継続が必要！

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県の取組状況と今後の予定

【取組状況】

- 令和2年度末に対策工事を完了。
- 周辺住民の安全・安心の確保に向け、モニタリングや水処理、構造物の維持管理等を継続。

【今後の予定】

廃棄物を一部残置しているため、産廃特措法が失効する令和5年度以降も、住民の安全・安心の確保に向けた取組の継続が必要。



現在の旧処分場の様子

	R2	R3	R4	R5~R7	R8~
工事等(廃棄物掘削除去・処分、遮水、覆土等)	→				
継続的なモニタリング(水質・臭気等)		→	→	→	→
水処理施設の運転(場内浸透水の揚水浄化)	→	→	→	→	→
構造物の維持管理(法面、洪水調整池等)		→	→	→	→
地元住民等との協議会、跡地利用の検討等		→	→	→	→

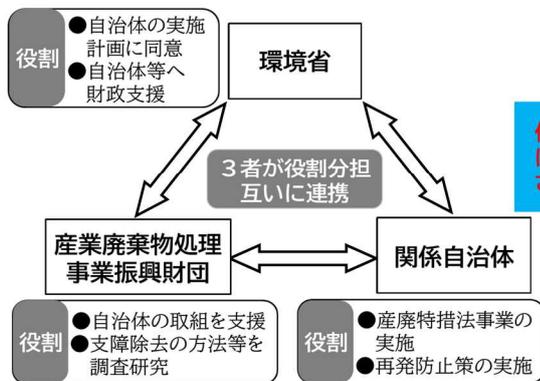
産廃特措法(R4年度末失効)に基づく事業の実施・国の財政支援

住民との協定書に基づく対策工の有効性確認(R7年度末目途)

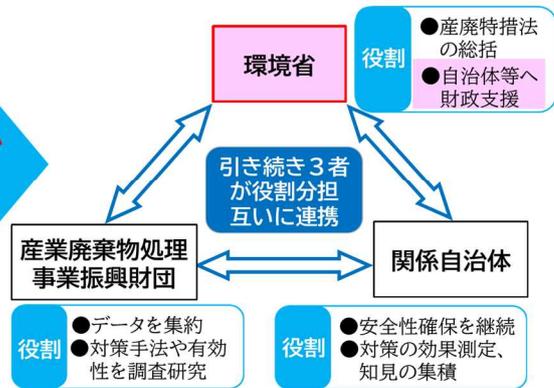
旧処分場内廃棄物の安定化

(2) 最終的解決に向けた国と自治体等の役割(責任)分担のイメージ

産廃特措法事業実施期間中(~令和4年度)



産廃特措法失効後(令和5年度~)



住民の安全・安心は完全には確保されていない

【関係する法令等の内容】

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

国は、都道府県等に対し、産業廃棄物の適正処理に必要な措置を講ずるために必要な技術的・財政的援助を与えるよう努めなければならない。(第4条第3項)

●特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)

都道府県等は、実施計画の策定に当たり環境大臣の同意を得なければならない。(第4条第4項)

●産廃特措法延長時の衆議院附帯決議(平成24年8月7日 衆議院環境委員会・抜粋)

全量撤去方式以外の支障の除去等を実施するに当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること。

担当：琵琶湖環境部
最終処分場特別対策室
TEL 077-528-3670